

1. 商品名	＜七十七＞相続定期預金
2. 販売対象	<p>【IB（インターネットバンキング）プラン】</p> <p>当行で相続手続を行った方で当行所定の条件（※）に合致する個人（当行において条件合致を確認後、1年間は預入期間となり、預入期間内は複数回の預入が可能）</p> <p>※当行所定の条件の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当行における相続手続の際に、当行所定のヒアリングシートの提出が必要 2. 既に当行口座を保有している方は、ヒアリングシートにて保有している普通預金口座を届出のうえ、七十七銀行アプリの連携が必要 3. 当行口座を保有していない方は、七十七銀行アプリから普通預金口座開設（宮城県外に居住している方は、口座開設店に「インターネット支店」を選択）を申込み、口座開設理由に「相続資金受取」の旨の記載が必要（七十七銀行アプリでの口座開設は、ヒアリングシートを提出後、5営業日以内の実施が必よう） <p>【店頭プラン】</p> <p>相続手続による預金を受け取ってから1年以内の個人</p>
3. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・6カ月、1年 ・自動継続（元金継続・元利金継続）の取扱い
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・300万円以上 <p>注。「受け取った相続金（相続により取得した不動産や株式等の換金代金も含む）」の範囲内とします</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 計算方法 (3) 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期の店頭表示利率に下記の金利を上乗せし初回満期日まで適用します 【IBプラン】店頭表示利率+0.625% 【店頭プラン】店頭表示利率+0.325% ・付利単位を1円とし、1年を365日とした日割計算とします ・源泉分離課税（源泉徴収：税率20.315%）（復興特別所得税を含みます）
7. 手数料	—————
8. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは18歳以上の個人の方に限り総合口座の担保とすることができます 貸越極度…担保となる定期預金残高の90% (最高限度500万円、千円未満切捨て) 貸越利率…担保となる定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率 ・マル優の取扱いができます
9. 中途解約時の 取扱い	満期日前に解約する場合は、中途解約利率により計算した利息の合計額とともに払戻します

10. リスクに関する 重要事項	預金保険の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます
11. 当行が契約して いる指定紛争解 決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
12. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・適用条件および適用金利については窓口でお問い合わせください